



「モルック」事件

(知財高判令和7年9月11日 令和7年(行ケ)第10001号¹⁾)

概要

- (1) 登録商標の識別力の有無が争点となった異議申立ての登録一部取消決定に係る取消訴訟事例。
- (2) 本件商標は識別力を欠く（商標法第3条第1項第3号に該当する）と結論づけた（異議決定維持）。
- (3) 異議申立ての重要性を再認識させる事例。

	本件商標
登録No.	登録第6720210号 ²⁾
商標	モルック（標準文字）
指定商品・役務 (登録一部取消 決定の対象と なったもの： 取消対象商品・ 役務)	第28類： ゲーム用具及びおもちゃ、テレビゲーム機、体操用具及び運動用具 第41類： 教育、訓練の提供、娯楽の提供、スポーツ及び文化に関する会議・ イベントの運営、技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企 画・運営又は開催、スポーツの興行の企画・運営又は開催、興行の 企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びス ポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを 除く。）

裁判所の判断

(1) 商標の識別力の有無の判断基準について

商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、指定商品・役務との関係で、商品の産地、販売地、品質その他の特徴又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物その他の特徴を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適當としないものであると共に、一般的に使用される標章であって、多くの場合、自他商品・役務識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるとした。

(2) 本件商標の識別力の有無について

上記の判断基準の下、提出された証拠資料に基づき、「モルック」は、平成8（1996）年にフィンランドで考案され、同国内外に広まった競技「M o l k k y」の日本語訳であると指摘し、我が国において「モルック」の語は、本件登録査定日までに、フィンランド発祥の投てき競技を指す一般名称として一般消費者を含めて相当広く知られるに至っていたものと認められるとした上で、「モルック」の文字を標準文字で表した標章のみからなる本件商標は、その取消対象商品・役務について使用されるときは、指定商品の特徴（例えば、モルック用品）又は指定役務の特徴（例えば、モルックの大会開催）を普通に用いられる方法で表示記述するものとして一般に認識され、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適當としないものであって、かつ、多くの場合、自他商品・役務識別力

¹⁾ <https://www.courts.go.jp/hanrei/94610/detail8/index.html>

²⁾ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2021-053125/40/ja>

を欠き、商標としての機能を果たし得ない標章に該当するというべきであり、商標法3条1項3号に該当すると認定した。

また、本件登録査定において、「モルック」は投てき競技の名称として需要者である一般消費者に相当広く知られ、一般に定着していたと認められる一方、「モルック」の語についての使用をされた結果、原告の出所識別標識であることが、需要者である一般消費者に知られていたとみるべき事情は見当たらないとして上で、本件商標が使用をされた結果、需要者が、何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものに至っていたとは認められないから、商標法3条2項には該当しないと認定した。

まとめ・考察

「モルック」は、裁判所が指摘するように、フィンランド発祥の投てき競技を指す一般名称であり、日本においても話題のスポーツとして各種メディアで度々取り上げられ（とあるお笑い芸人がモルック日本代表であることは、テレビ番組でもよく言及されている。）、本件商標の登録査定時（令和5年6月29日）において、その指定商品・役務の需要者である一般消費者の間で一定の知名度を有していたことは、想像に難くない。そうすると、本件商標は、正に、その指定商品・役務の「取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであると共に、一般的に使用される標章」に該当すると言える。よって、本件商標が識別力を欠くとする、異議申立てにおける特許庁の判断（登録取消決定）及び本事例における裁判所の判断（登録取消決定を維持する判決）の内容は、極めて自然であり何らの違和感もなく、特筆すべき点は特にならない。

むしろ、ここで注目したいのは、このような本件商標について、出願審査の結果、一度は登録が認められたという事実である。この点、本件商標は、出願審査の過程で拒絶理由通知がなされ、それに対して意見書が提出され、そこで触れられた別件登録（本件商標と大きく相違し、直接的な関連性はないと思われるもの）の異議申立てを理由とする審査手続の中止を経て、登録査定がなされているが、拒絶査定とは異なり登録査定には査定の事実のみが記載されるため、拒絶理由が覆った具体的な理由は定かでない。それはさておき、本来的には識別力を欠き独占適応性を有さない商標が登録されると、商標法第26条（商標権の効力が及ばない範囲）による抗弁が可能であり、最終的には実質的に問題はないかもしれないものの、商標権者によって警告がなされた場合に対応を要する等、商取引上、支障を生じかねない。ここで、行政処分の瑕疵（過誤登録）を是正する手段として異議申立てが存在するが、その登録取消決定率は非常に低く、商標実務上、必ずしも有効な措置としては位置付けられていない（この3年間（2022年、2023年、2024年）の異議申立件数に占める登録取消決定の割合は、約9%、約9%、約7%である）。しかしながら、本件商標のように独占適応性がなく商取引を阻害するおそれのある登録の存在に感知した場合には、その商品・役務の業界全体として、積極的に登録の取消しを図るべきであり、本事例に係る異議申立ては、それが効を奏した一例であると言える。よって、本事例は、異議申立て自体ではなく、その決定に係る取消訴訟であるものの、過誤登録への対応策として異議申立てが十分に機能し得ること、即ち、異議申立ての重要性を間接的に再認識させる事例であると思われる。

キーワード 商標、識別力、独占適応性、異議申立て

[担当] 深見特許事務所 小野 正明

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。